

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	2,176,271 円	4 件
江戸川区療養出産資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	881,176 円	1 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	2,400,000 円	1 件
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (子ども家庭部児童女性課)	253,999 円	1 件
合 計	5,711,446 円	7 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	605,639 円	平成26年6月23日	東京簡易裁判所 平成25年(八)第137462号	平成13年4月25日	元金 497,000 円 利息金 15,700 円 遅延損害金 92,939 円	平成26年7月から平成28年12月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成29年1月末日限り 5,639円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	469,669 円	平成26年4月11日	東京簡易裁判所 平成25年(八)第137498号	平成16年5月13日	元金 288,000 円 利息金 13,400 円 遅延損害金 168,269 円	平成26年4月から平成28年2月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成28年3月末日限り 9,669円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
3	279,563 円	平成26年1月10日	東京簡易裁判所 平成25年(八)第137508号	平成14年7月11日	元金 137,300 円 利息金 7,700 円 遅延損害金 134,563 円	平成26年2月から平成30年8月まで 毎月20日限り 5,000円ずつ 平成30年9月20日限り 4,563円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
4	821,400 円	平成26年4月11日	東京簡易裁判所 平成25年(八)第137518号	平成15年10月10日	元金 500,000 円 利息金 16,000 円 遅延損害金 305,400 円	平成26年5月から平成30年10月まで 毎月15日限り 15,000円ずつ 平成30年11月15日限り 11,400円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
小計	2,176,271 円						

債権の名称 江戸川区療養出産資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	881,176 円	平成26年1月22日	東京簡易裁判所 平成25年(八)第137472号	平成4年6月2日	元金 377,000 円 利息金 25,160 円 遅延損害金 479,016 円	平成26年2月から平成33年5月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 平成33年6月末日限り1,176円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
小計	881,176 円						

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	2,400,000 円	平成26年5月12日	松戸簡易裁判所 平成26年(イ)第13号	平成4年6月29日	元金 2,395,123 円 利息金 4,877 円	平成26年5月22日限り 1,000,000円 平成26年6月から平成30年3月まで 毎月末日限り 30,000円ずつ 平成30年4月末日限り 20,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
小計	2,400,000 円						

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金

担当部課 子ども家庭部児童女性課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	253,999 円	平成26年5月27日	東京地方裁判所 平成26年(レ)第212号	平成4年2月13日	元金 97,500 円 遅延損害金 156,499 円	平成26年6月から平成30年7月まで 毎月15日限り5,000円ずつ 平成30年8月15日限り3,999円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
小計	253,999 円						